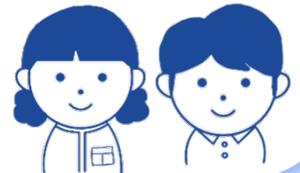




あなたのこえ きかせてください

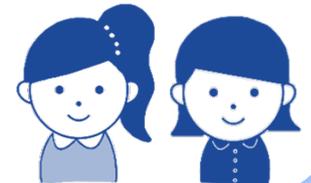
「いじめ」をしないために、
じぶんやみんなが できること
は、ありますか。



「いじめ」がおきたときに、
じぶんやみんなが できること
は、ありますか。



「いじめ」がおきたときに、おとなのひとに、
してほしいことや、してほしくないこと
は、どんなこと ですか。



じぶんのかんがえを、つたえたいとおもったら、

ひと てつだ
おうちの人に手伝ってもらいましょう

ていしゅつほうほう
＜提出方法＞

じげん
2次元コード
または
ゆうびん
郵便
どちらでも OK

じげん
【2次元コード】



ゆうびん
【郵便】

〒231-0005
よこはましなかくほんちよう
横浜市中区本町6-50-10
よこはましきよういくいんかいじむきよく
横浜市教育委員会事務局
じんけんきょういく じどうせいとかあて
人権教育・児童生徒課宛

ほしゅうきかん
＜募集期間＞

れいわねん
令和7年
がつにちか
2月25日(火)から
がつにちげつ
3月24日(月)まで

URL <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c43cbcc4-2bd9-4619-a853-74d9ac73d747/start>

といあわ さき
＜問合せ先＞

よこはましきょういくいんかいじむきよく じんけんきょういく じどうせいとか
横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

045(671)3296

保護者の皆様へ

横浜市では、この度、「横浜市いじめ防止基本方針」を改定することになりました。改定にあたり、子どもの意見を募集し、この方針やいじめ防止の取組に活かしていきたいと考えています。表面の提出方法をお読みいただき、お子様の意見をお寄せください。お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、横浜市のホームページにまとめて公表します。

いじめとは…

～いじめの定義～ <「いじめ防止対策推進法」第1章/第2条(定義)>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

かんたんに
言うと…

まわりにいる子どもから、「いやだな」「つらいな」と感じることを、言われたり、されたりすること。（インターネットでおきたことも入ります。）

横浜市いじめ防止基本方針とは…

いじめは、心も体も傷つく行為です。その人のもっている権利をうばいます。いじめについて、子どもだけでなく、大人も一緒に考え、行動し、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」社会をつくっていくためにつくられたものです。みなさんの学校での取組も、この方針をもとに行われています。

なぜ、意見募集をするの？

子どもの意見を
尊重するよ。

◎子どもの視点に立った方針にするため

いじめ防止について、子どもの考えを聴き、方針やいじめ防止の対策に活かしていきます。

どんな意見を募集しているの？

- ①「いじめ」をしないために、じぶんやみんなで、できること
- ②「いじめ」がおきたときに、じぶんやみんなで、できること
- ③「いじめ」がおきたときに、おとなのひとにしてほしいこと、してほしくないこと

～いじめに関する相談は、学校以外にも、下の相談窓口が利用できます。～

がっこうせいかつ
学校生活あんしんダイヤル
045-624-9081/火～金・9時～17時

じかんこ
24時間子ども SOS ダイヤル
0120-078310/24時間・365日

いっばんきょういくそうだん
一般教育相談
045-624-9414/月～金・9時～17時